

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 鳥取県建設工事執行規則

## 規則

鳥取県建設工事執行規則をここに公布する。

昭和二十八年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第三号

鳥取県建設工事執行規則

第一章 総 則

(総則)

第一條 県費をもつて支弁する建設工事(昭和二十四年法律第百号建設業法第二條に規定するものをいう。以下「工事」という。)の執行については、法令その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

特に定があるものを除く外、この規則及び別記建設工事請負契約約款の定めるところによる。

(工事執行方法)

第二條 工事執行の方法は、直管及び請負とする。

(直管)

第三條 次の各号の一に該当する工事は、県の直管をもつて執行する。

- 一 急施を要し請負に付する暇がないとき
  - 二 請負契約を締結することができないとき
  - 三 請負に付することが不相当と認めるとき
  - 四 競争入札に付し又は随意契約により請負わせようとしても希望者がいないとき
  - 五 その他特に直管とする必要があると認めるとき
- 2 直管工事執行の手続については別に定めるところによる

(請負)

第四條 請負工事は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により請負者を定めて執行する。

第二章 請負

第一節 請負者等の資格

(請負者の資格)

第五條 工事を請負おうとする者は、建設業法第二條第三項に規定する建設業者(以下「業者」という。)でなければならない。但し、同法の規定によつて業者以外の者が工事を執行することを禁止されていない場合で、知事において特にその者を請負者としてすることが適当であると認めるときはこの限りでない。

(入札参加制限)

第六條 次の各号の一に該当する者又は該当すると認められる者は、その後二年間競争入札に加わらせないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。  
一 契約の履行に際し故意に工事を粗雑にし又は物件の品質、数量に関し不正の行爲があつた者  
二 競争入札に際し不当に価格をせり上げる目的をもつて連合した者

三 競争入札加入を妨害し、又は落札者が契約を締結若しくは履行することを妨害した者

四 検査監督に際し係員の職務執行を妨害した者

五 落札して正当の理由がなくして契約を締結せず又は契約を履行しなかつた者

六 入札に際し不正の行爲があつた者

七 建設業法第二十八條又は第二十九條の規定により、処分を受けた者

第二節 一般競争契約

(入札の原則)

第七條 請負に付しようとするときは別に定めるものを除く外、一般競争入札に付さなければならない。但しこの場合において発注者は特定の機械の有無、特定の技術者の有無等について入札資格につき条件を付することがでる。

(入札の公告)

第八條 一般競争入札に付しようとするときは、建設業法施行令(昭和二十四年政令第二百八十四号)第四條

各号に定める期日前までに次の事項を県公報への登載、掲示その他適当と認める方法をもつて公告しなければならない。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 契約條項を示す場所
- 三 競争入札執行の場所及び日時
- 四 入札保証金に関する事項
- 五 前各号の外必要と認める事項

(予定価格)

第九條 入札に付しようとするときは、その入札に付しようとする価格を予定し、その価格を封書し開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

(入札書)

第十條 入札しようとする者は、関係書類(設計書、仕様書、注文書、図面、契約書案等)及び現場を熟覽し、入札書(別記様式第一号)を作り、封緘の上入札保証金を添えて本人自から出頭して指定の日時まで定められた場所へ提出しなければならない。

(入札行爲の代理)

第十一條 入札に関する行爲を代理人に行わせようとするときは、知事に委任状を提出してその承認を受けなければならない。

(郵便入札)

第十二條 入札は書留郵便によつて行うことができる。この場合入札書と入札保証金納付書又は領收証書とは別封とし、さらにこれを封入しその封筒の表面に「何々工事入札書在中」と朱書きし、入札時限一時間前までにあらかじめ示された入札執行の場所に到着するようこれを送達しなければならない。この場合においては保証金及び関係書類の還付に要する郵送費を添えて提出しなければならない。

2 前項の入札保証金を還付するときは、書留郵便によりこれを還付する。但し、郵送中亡失、損又は入札者に損害を与えることがあつても知事はその責任を負わない。

(入札後の異議申立ての禁止)

第十三條 入札者は入札後、設計書、仕様書、図面及び契約書案等の内容の不明確を理由として異議の申立てをすることはできない。

(入札書の変更等の禁止)

第十四條 入札者は一たん提出した入札書の引換え又は入札書内容の変更をすることはできない。

(入札書記載事項の訂正等)

第十五條 入札者は、入札書の記載事項につき訂正又は挿入したときはその傍らになつ、印しなければならぬ。但し金額の訂正はこれを認めない。

(入札執行の中止等)

第十六條 競争入札を行うに当り次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を中止し又は取り止めることができる。

- 一 開札前天災地変等のやむを得ない事由が生じたとき
- 二 入札に關し不正の行爲があり又は競争の実意がないと認めるとき

(開札の方法)

第十七條 開札は、關係吏員(入札執行者を含まない。)一人以上立会の上、入札に際し示した場所及び日時に入札者の前で開札し、工事箇所、入札者氏名及び金額を朗読して行わなければならない。但し開札時限に至るときは、入札者の在ると否にかかわらずこれを行う。

入札者で出席しない者があるときは、入札事務に關係のない吏員をして開札に立ち会わなければならない。

(入札の無効)

第十八條 次の各号の一に該当する者の入札は、無効とする。

- 一 第五條又は第六條の規定により競争入札に加わる資格のない者若しくは知事の定める入札條件に違反した者
- 二 入札者又は代理人で一工事について二以上の入札をした者

三 入札に際し不正の行爲があつた者

四 入札書の金額、氏名、印影その他入札に關する要件を欠き又は重要な文字を誤脱し若しくは記載事項を確認し難い入札をした者

五 入札書を鉛筆(ボールペンを含む)で記載した者(入札参加の禁止)

第十九條 開札後入札を取消した者は、そのときから一年間入札に参加させないことができる。

(落札者の裁定)

第二十條 入札者中予定価格以内であつて、その予定価格の十分の八より三分の二の範囲内において知事の定める制限価格を下らない最低価格の入札をした者をもつて落札者とする。但し、設計付入札にあつては、設計内容及び入札金額によつて落札者を定める。

2 特種構造物で工種により必要があると認められる工事については予定価格の十分の九を下らない最低価格の入札をした者をもつて落札者として定める。

(落札価格の同額)

第二十一條 落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に關係のない吏員をしてこれに代りくじを引かせることができる。

(入札の効力の決定)

第二十二條 入札の効力は、入札執行者がこれを決定する。

2 前項の決定に対しては、入札者及び落札者は異議の申立てをすることはできない。

(落札の通知)

第二十三條 落札が決定したときは、直ちに落札者に文書又は口頭をもつて、その旨を通知しなければならない。

(再入札)

第二十四條 開札の結果落札者がいないときは、直ちに再

入札に付することができる。  
2 前項の場合においては、前の入札者をして入札させることができる。

(落札の辞退)

第二十五条 落札者が落札を辞退したときは、辞退届を徴した後、次札の者に同一価格で請負わせることができる。但し、不相当と認めるときは、再入札に付するものとする。

第三節 指名競争契約

(指名競争入札に付し得る場合)

第二十六条 次の各号の一に該当する場合においては、指名競争入札に付することができる。

- 一 一般競争入札に付することが不適当と認めるとき
- 二 一般競争入札に付しても入札者又は落札者がないとき

三 急施を要し一般競争入札に付する暇がないとき

(入札者の指定)

第二十七条 指名競争入札に付しようとするときは、原

則として十八以上の入札者を指名しなければならない。  
2 前項の場合においては、少くとも入札期日前四日まで

第四節 随意契約

(随意契約に付し得る場合)

第二十八条 次の各号の一に該当する場合においては、随意契約に付し得る。

- 一 急施を要し競争入札に付する暇がないとき
- 二 競争入札に付するを不適当と認めるとき

2 競争入札に付しても入札者がいない場合、再度の入札に付しても落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合は、随意契約に付することができる。この場合においては保証金及び期限を除く外、最初競争入札に付したとき定めた価格その他の条件を変更することはできない。

(随意契約の見積)

第二十九条 随意契約にしようとするときは、特別の場

合を除く外、二人以上の業者から見積書を徴さなければならぬ。

(分割契約)

第三十条 第二十八条第二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(工事の委託)

第三十一条 特別の理由がある場合の外、国又は他の公共団体に工事の施行を委託することはできない。

第三十二条 他の公共団体において特に工事施行の委託を受けようとするときは、その議決機関の決議を経て理由を詳細に記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 工事の委託を受けた公共団体は、直営をもって工事を施行し建設業法第五條の規定に基く技術者を一人以上置かなければならない。

第五節 契約

(契約の原則)

第三十三条 請負契約の当事者は各々対等の立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

(契約書の作成等)

第三十四条 落札者は落札の通知を受けた日から五日以内に別記建設工事請負契約約款に定める諸條項により鳥取県知事を甲とし請負者を乙として契約書(別記様式第二号)を作成し契約を締結しなければならない。

2 前項の契約約款に定める諸條項以外に必要な事項がある場合は挿入し、必要でない事項がある場合は削除するものとする。

3 契約したときは特に期日を定めたものを除く外、すべて契約締結の日から五日以内に工事に着手しなければならない。但し工事に支障を及ぼす天候不良その他その責に帰することができない事由又は正当な事由によりこの期日内に工事に着手できないときは知事に対しその事由を詳記し着手延期の承認を受けなければならない。

らない。

(落札効力の喪失)  
第三十五條 落札者が、前條第一項に規定する期間内に、契約を締結しなかつたときは、落札はその効力を失うものとする。

第三章 保証金及び保証人

第一節 保証金

(入札保証金)

第三十六條 入札しようとする者は入札金額の百分の五以上の入札保証金を納付書(別記様式第三号)により納付しなければならぬ。但し、指名競争入札並びに隨意契約の場合、又は特別の事情があると認められた場合は、これを免除することができる。

(入札保証金の還付)

第三十七條 入札保証金は入札が、終了した後還付する。但し、落札者に対しては契約を締結したときこれを還付する。

2 落札者が契約締結前に死亡したときの入札保証金は、

その相続人に還付する。

(契約保証金)

第三十八條 知事と契約を締結する者は第三十四條の期間内に契約金額の百分の十以上の保証金を納付書(別記様式第四号)により納付しなければならぬ。但し、指名競争入札又は隨意契約の方法により請負契約を締結する場合には保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(契約保証金の還付)

第三十九條 契約保証金は工事完成後還付する。但し、契約によつてこれに異なる定をすることができる。

(損害保証契約等のある場合)

第四十條 請負者が工事の請負契約の履行に関する損害保証又は保険契約を締結した場合は当該工事につき入札保証金又は契約保証金を減免することができる。

(保証金の代用)

第四十一條 保証金は国債証券、地方証券、勸業債券その他知事において適当と認める有価証券をもつて代用

することができぬ。但し無記名のものでなければならぬ。

3 前項の場合において国債証券にあつてはその額面額によりその他のものにあつては前月平均市場価格の十分の八に相当する額にこれを換算する。

第四章 請求代金の支払

(前金払)

第四十二條 知事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第五條の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については前金払をすることができぬ。但し、この額は当該請負代金額の三割以内とする。

(部分払)

第四十三條 請負者は、工事完成前に出来高部分(現場にある検査済み材料を含む)に対する請負代金相当額の十分の九以内の部分払を請求することができる。

2 前項の請求に対する部分払は一廉の契約金額が五十

万円以上の工事であつて三步以上の出来高があるものにつき次の区分により支払うものとする。但し、建築工事については別に定めることができる。

五十万円以上	百万円未満	一回
百万円以上	二百万円未満	二回
二百万円以上	四百万円未満	三回
四百万円以上	六百万円未満	四回
六百万円以上		五回

第五章 契約解除

(契約の解除)

第四十四條 知事は、請負者が次の各号の一に該当する場合は契約を解除することができる。

- 一 請負契約締結後において第六條の規定により入札の資格がないことを発見したとき又は資格がなくなつたとき
- 二 正当の事由なくして知事の指揮監督に従わないとき
- 三 工事の執行について不正の行爲があつたとき

四 請負者が所在不明となつたとき

五 契約條項に違反したとき

2 前項の規定により契約を解除した場合において工事の出来形部分で検査に合格したものは果の所有とし、果は当該部分に対する請負代金相当額を支払わなければならない。

(契約解除通知)

第四十五條 契約の解除は書面をもつて請負者に通知する。但し、請負者が書面の受領を拒み又はその住所、居所とも知れないときは公告をもつて通知したものとみなす。

雑則

(規則の準用等)

第四十六條 この規則は工事に要する物件の購入、借入の場合に準用する。

第四十七條 設計変更又は契約解除等の場合は、果において定めた内訳単価により、計算するものとする。

附則

1 この規則は公布の日から施行する。

2 次に掲げる県令は廃止する。  
道路工事執行令施行細則(大正十四年十一月鳥取県令第四十七号)

3 この規則施行の際現に請負契約を締結しているものについてはこの規則の規定により請負契約を締結したものとみなす。

別記  
建設工事請負契約約款

(総則)

第一條 乙は、別冊図面及び仕様書に基き、頭書の請負代金額をもつて、頭書の工期内に頭書の工事を完成しなければならない。

2 図面及び仕様書に明示されていないもの、又は図面と仕様書の交互符合しないものがあるときは、甲乙協議して定める。但し軽微なものについては甲又は第八條の規定による監督員(以下「監督員(甲)」)とす

う。)の指示に従うものとする。

3 乙は図面及び仕様書に基く工事費内訳明細書及び工程表(別記様式第五号)を作成し、契約締結後五日以内に甲に提出して、その承認を受けるものとする。

(失業者の雇入) (工事が公共事業である場合に記載する)

第二條 乙は緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第十六條第一項の規定を遵守しなければならない。

5。

(契約保証人) (前払の契約をなし、且つ、乙が保証人を立てる義務を負う場合に記載する)

— 金銭保証人の場合 —

第三條 乙は、この契約による債務の不履行によつて生ずる損害金(違約金、遅延利息)の支払を担保するためあらかじめ甲の承認を得た保証人を立てなければならない。

— 工事完成保証人の場合 —

第三條 乙は乙に代つて自ら工事を完成することを保証

する他の建設業者を保証人として立てなければならない。

5。

2 前項の規定による保証人を立てる場合は、承認願(別記様式第六号)によりあらかじめ甲の承認を得なければならない。

(権利義務の譲渡等)

第四條 この契約によつて生ずる権利若しくは義務は、これを第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 この契約の目的物又は工事現場に搬入した検査済み工事材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。但し、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

5。

(一括委任又は一括下請負)

第五條 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し若しくは請け負わ

せてはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負者等の通知及び変更)

第六條 乙は下請負者を決定したとき又は第三者に委任したときは直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は乙に対して工事の施工につき著しく不適当であると認められる下請負者又は委任された第三者の変更を請求することができる。但し、乙があらかじめ甲の書面による承諾を得て選定した者についてはこの限りでない。

(特許権等の使用)

第七條 工事の施工に特許権その他第三者の権利の対象となつてゐる施工方法を使用するときは、乙はその使用に關する一切の責任を負わなければならない。但し、甲がその施工方法を指定し、仕様書に特許権その他第三者の権利の対象であることが明示されていない場合は、甲は乙に対してその使用に關して要した費用を支払わねばならない。

(監督員)

第八條 甲は、乙の工事施工について自己に代つて監督又は監督員を選定することができる。

2 監督員は、この契約書、図面又は仕様書に定められた事項の範囲内において左の各号の職務を行う。

一 乙の作成する工事費内訳明細書を調査し、その内容を工事施工に適合するよう調整すること

二 工事の施工に立ち会い又は必要な監督を行い、若しくは第九條の規定による乙の現場代理人に対して指示を与えること

三 図面に基いて監督に必要な細部設計図若しくは原寸図等を作成し又は乙の作成する細部設計図若しくは原寸図等を検査して承諾を与えること

四 工事材料又は工作物の検査又は試験を行うこと

3 監督員は、乙の現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、その事由を明示して乙に対してその交替を求めることができる。

4 乙は甲の選定した監督員が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるときはその事由を明示して甲に対してその交替を求めることができる。

(主任技術者及び現場代理人)

第九條 乙は現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる(専任の……建設業法第二十六條第二項の工事の場合に記載する)主任技術者を定め甲に通知する。

2 前項の現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができない。

3 乙又は乙の現場代理人は、工事現場に常駐し監督員の監督又は指示に従い工事現場の取締及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

(材料の品等、検査)

第十條 工事に使用する材料について品質又は品等が明らかでないものについてはそれぞれその中等のものとする。

2 工事に使用する材料は、検査請求書(別記様式第七

号)により使用前に監督員(甲)の検査を受け合格したものでなければ使用することができない。

3 監督員(甲)は、乙から前項の規定による検査を求められたときは直ちにこれに感じなければならない。

4 第二項の材料を検査するために直接必要な費用は、乙の負担とする。

5 検査の結果不合格と決定した材料については、乙は、監督員(甲)の指図によつてこれを遅滞なく引き取らねばならない。

6 乙は、監督員(甲)の承認を受けなければ、工事現場に搬入した検査済み材料を持ち出すことはできない。

(材料の調査等)

第十一條 乙は、使用する材料のうち調査を要するものについては、監督員(甲)の立会を得て調査したものでなければ使用することができない。但し、調査については、見本検査によることが適当と認められるものは、これによることができる。

2 乙は、水中又は地下に埋設する工事、その他完成後

外面から明視することのできない工事を施工するときは、特に監督員(甲)の立会の上施行しなければならない。

3 監督員(甲)は、乙から前二項の規定による立会又は見本検査を求められたときは直ちにこれに応じなければならぬ。

(貸与品及び支給材料) … (甲から乙に貸与又は支給する場合に記載する)

第十二條 甲から乙への貸与品及び支給材料の品名、数量、品質及び引渡場所は仕様書に記載したところによるものとし、その引渡時期は工程表によるものとする。

2 乙は、貸与品又は支給材料を受領したときは、遅滞なく甲に借用書又は受領証を提出しなければならない。

3 監督員(甲)は貸与品又は支給材料につき、乙の立会のもとに検査するものとする。この場合において、

乙は、その品質又は規格が使用に適當でないと認められたときは、その旨を監督員(甲)に通知しなければならない。

4 乙が前項の規定により通知したにもかかわらず監督員(甲)がその使用を要求し、そのために乙に損害を生じたときは、第十九條但書の規定を準用する。

5 甲の都合により貸与品又は支給材料の数量、品質、規格、引渡時期、引渡場所等について相当の変更をする場合は、第十五條第一項後段及び第二項の規定を準用する。

6 使用済の貸与品又は工事の完成、変更若しくは契約解除に際して不用となつた支給材料があるときは、乙は、直ちに仕様書に定められた場所でこれを甲に返還しなければならない。

7 乙は貸与品及び支給材料を善良な管理者の注意をもつて保管しなければならない。

8 乙の故意又は過失によつて貸与品又は支給材料が滅失若しくは損し又はその返還が不可能のときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

9 支給材料の使用法又は残材の措置が図面又は仕様書に明示されてゐないときは甲の指図に従うものとする。

書に明示されてゐないときは甲の指図に従うものとする。

10 乙は甲の支給材料については受払簿(別記様式第八号)を備えて受払のつ、度その数量を明らかにしておかなければならぬ。

11 甲の貸与品の使用料は甲乙協議の上定める。(仕様書不適合の場合の改造義務)

第十三條 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、監督員(甲)がその改造を請求したときは、乙はこれに従わなければならない。但しこのために請負代金額を増し、又は工期を延長することはできない。

(図面と自然の状態との不一致等)

第十四條 工事施工にあたり図面と工事現場の状態とが一致しないとき、図面又は仕様書に誤謬若しくは脱漏があるとき又は地盤等につき予期することのできない状態が発見されたときは、乙は直ちに書面をもつて監督員(甲)に通知しその指示を受けなければならない。

2 このため工事の内容、工期、請負代金額を変更する必要があるときは第十五條第一項の規定を準用する。(工事の変更、中止等)

第十五條 甲は、必要がある場合には工事内容を変更若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面(別記様式第九号)によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(乙の請求による工期の延長)

第十六條 乙は工事に支障を及ぼす天候の不良、その他その責に帰することができない事由又は正当な事由により定められた期間内に工事に着手することができないとき又は工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なく延期願(別記様式第十号)

を提出してその延期を求めることができる。但し、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

(統制額の変動等)

第十七條 工期内に材料、役務等の統制額若しくは一般職種別賃金額の変更により又は予期することのできな異常の事由の発生に基く経済情勢の激変等により請負代金額が著しく不相当であると認められるに至つたときは、甲乙協議の上、請負代金額又は工事の内容を変更することができる。

2 工事が一年以上にわたり、その工期内に物価の変動により、請負代金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議の上、請負代金額又は工事の内容を変更することができる。

(臨機の措置)

第十八條 乙は、災害防止等のため特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において乙は、あらかじめ監督員(甲)の意見を求めなければならない。但し緊急やむを得ないときは、こ

の限りでない。

2 前項の場合において、乙はそのとつた措置につき遅滞なく監督員(甲)に通知しなければならない。

3 監督員(甲)は災害防止その他工事の施工上、緊急やむを得ないときは、乙に対して所要の臨機の措置をとることを求めることができる。この場合乙は直ちにこれに応じなければならない。

4 第一項及び前項の措置に要した経費については、甲乙協議の上、頭書の請負代金額に含めることが不相当と認められる部分について甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第十九條 工事的物の引渡前に工事的物又は工事材料について生じた損害その他工事施工に關して生じた損害は乙の負担とする。但し、甲の責に關する事由による場合の損害についてはこの限りでない。

(第三者の損害)

第二十條 乙は、工事の施工についで、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責

に帰する事由による場合においては甲がその責を負うものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第二十一條 天災その他不可抗力によつて、工事の既済部分又は工事現場に搬入した検査済み工事材料に關して損害を生じたときは、乙は事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項の損害で重大と認められるものについては乙が善良な管理者の注意をしたと認められるときはその損害額を甲が負担する。

3 火災保険金その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とし、これらの損害額の算定は甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引渡)

第二十二條 乙は工事が完成したときは、その旨を書面(別記様式第十一号)で甲に通知しなければならない。

2 乙から前項の通知を受けたときは、甲はその日から

十四日以内に乙の立会のもとに検査を行わなければならない。但し、その検査の日時はあらかじめ乙に通知してこれを行う。

3 乙は前項の検査に立会わない場合においては検査及び検査の結果について異議を申立てることはできない。

4 検査に合格したときは、その完了をもつて工事の引渡を受けたものとみなす。但し、第二十三條の規定により請負代金額の支払を完了するまでその引渡を拒むことができる。

5 検査に合格しないときは、乙は、甲の指定する期間内にこれを補修又は改造して工事手直し完了届(別記様式第十二号)を提出して甲の検査を受けなければならない。この場合において、第二項に規定する期間は甲が乙から補修又は改造を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

6 甲は必要とするときは破壊検査をすることができる。この場合乙は自己の負担で甲の指定する期間内にこれを回復しなければならない。

(請負代金の支払)

第二十三條 乙は前條第二項の規定による検査に合格したときは、請求書(別記様式第十三号)により請負代金の支払を請求する。

2 甲は、前項の支払請求があつたときは、その日から四十日以内に支払わなければならない。

(部分使用)

第二十四條 甲は、工事の一部が完成した場合において、その部分の検査をして合格と認めるときは、その合格部分の全部又は一部を乙の同意を得て、使用することができる。

2 甲は工事の未完成の部分についても、乙の同意を得て、これを使用することができる。

3 前二項の場合において、甲はその使用部分について保管の責を負わなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、甲の使用により乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害額を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議の上これを定める。

る。

(前払) ……(前払をすることができる場合に記載する)第二十五條 乙は、甲に対して請求書(別記様式第十四号)により請負代金の前払を請求することができる。但し、その額は請負代金額の十分の三以内とする。

2 前払金の支払の時期は、前項の規定により乙が請求した日から七日以内とする。

(部分払)

第二十六條 甲は検査請求書(別記様式第十五号)により検査の請求を受けたときは、遅滞なく検査を行い、その結果を通知書(別記様式第十五号)により乙に通知しなければならない。

2 乙は、工事完成前に、出来高部分(現場にある検査済み材料を含む。以下同じ)に対する請負代金相当額の十分の九以内の部分払を請求書(別記様式第十三号)により請求することができる。但し、この請求は、工期内〇回をこえることはできない。

3 部分払金の支払の時期は、前項の検査に合格した部

分に対し乙から所定の請求があつた日から十日以内とする。

4 前払金の支払を受けている場合においては、本條の規定による支払額は、第一項の規定による額の請負代金額に対する割合を前払金支払額に乗じたものを第一項の規定による額から減じたものとする。

(かし、担保)

第二十七條 乙は、第二十二條に規定する引渡の日から一年間、工事的物のかしを修補し、又はそのかしによつて生じた滅失若しくは、き損に対して損害を賠償しなければならない。但し、この期間は石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他土地の工作物若しくは地盤のかし、又はこれによる滅失、損については二年とする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第二十八條 乙の責に帰する事由により、頭書の工期内に工事を完成することができない場合において、期限後において完成する見込のあるときは、甲は、乙から

遅延利息を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、遅滞日数一日につき請負代金額から出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額に対し日歩二錢七厘とする。

3 甲の責に帰する事由により、第二十三條第二項の規定による請負代金の支払が遅れた場合には、乙は、甲に対して、日歩二錢七厘の割で遅延利息の支払を請求することができる。

(検査の遅延)

第二十九條 甲がその責に帰する事由により第二十二條第二項の期限内に検査をしないときは、その時期を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第二十三條第二項の期間(以下「約定期間」という。)の日から差引くものとし、又当該遅延期間が約定期間の日数を越える場合は約定期間は満了したものとし、甲はその越える日数に応じ、前條第三項の遅延利息を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第三十條 甲は、乙が左の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、頭書の工期内又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき

二 正当な事由なしに、頭書の着手時期を過ぎても工事に着手しないとき

三 第五條又は第十三條の規定に違反したとき

四 前三号の外、乙が契約に違反し、その違反によつて契約の目的を達することができないとき

五 乙が第三十三條第一項各号に規定する事由なしに、契約の解除を申し出たとき

2 前項の規定により契約を解除した場合において工事の出来形部分で検査に合格したものは甲の所有とし、甲は、当該部分に対する請負代金相当額を支払わなければならぬ。

3 第二十五條の規定による前払金があつたときは、前項の規定による支払額と前払金とを差引精算すること

とし、前払金額に残額のあるときは乙は、その残額に利息を附して、返還しなければならない。この場合において、利息は、その残額について前払金支払の日から返還の日まで日歩二錢七厘で計算した額によることとする。

— 金銭保証人がある場合 —

4 乙が第三項の規定による前払金の残額の返還又はその利息の支払をすることができないときは、保証人は、乙に代つてこれを返還し又は支払わなければならない。

— 工事完成保証人がある場合 —

第三十一條 甲は乙が左の各号の一に該当するときは、乙の保証人に対して、工事を完成すべきことを請求することができる。

一 頭書の工期内又は期限後相当期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認めれるとき

二 正当な事由なしに、頭書の着手時期を過ぎても工事に着手しないとき

三 第五條又は第十三條の規定に違反したとき

四 前三号の外、乙が契約に違反し、その違反によつて契約の目的を達することができないとき

2 前項の請求があつた時は、保証人は第四條第一項の規定にかかわらずこの契約に基く権利及び義務を承継するものとする。但し、乙に対する求償権の行使をさまたげない。

第三十二條 甲は工事が完成しない間は、第三十條第一項の場合の外、必要がある場合には契約を解除することができる。

2 第三十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。但し、第三十條第三項の利息に関する規定は準用しない。

3 第一項の規定により契約を解除した場合には、甲は、これによつて生じた乙の損害を賠償しなければならぬ。その損害額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第三十三條 乙は、左の各号の一に該当する事由のあるときは、契約を解除することができる。

一 第十五條第一項の規定により工事を変更したため頭書の請負代金が三分の二以上減少したとき

二 第十五條第一項の規定による工事中止の期間が頭書の工期の十分の三以上に達したとき

三 甲が契約に違反し、その違反によつて工事を完成することが不可能となるに至つたとき

四 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなるに至つたとき

2 第三十條第二項、第三項及び前條第三項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。但し、第三十條第三項の利息に関する規定は、準用しない。

(前払金等の不払に対する乙の工事中止)

第三十四條 乙は甲が第二十五條又は第二十六條の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、工事を中止することができる。この場合において、乙は遅滞なくその事由を附して甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは第十五条第二項の規定を準用する。

(解除による物件の引取)

第三十五条 契約を解除した場合において、乙は、割当証明書及び割当品で未使用のものがあるときは、これを甲に返還し、又甲が引渡を受けない物件があるときは甲、乙協議の上定めた期間内に、これを引取り、その他原状に復しななければならない。

2 前項の場合において、乙が正当と認められる事由なしに一定の期間内に物件の引取をせずその他原状に復さないときは、甲は、乙に代つてその物件を処分することができる。この場合、乙は、甲の処分方法について異議の申立をすることができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(損害保険)

第三十六条 乙は工事目的物及び工用材料(甲の支給材料を含む)を火災その他の保険に附するものとする。  
2 火災その他の保険をかける時期、期間、金額、保険

会社等については甲乙協議して定め、乙は保険契約後すみやかにその証券を甲に提示する。

(契約に関する紛争の解決)

第三十七条 この契約に関し、甲と乙の間に紛争を生じたときは、甲と乙の双方又は一方から鳥取県建設業審議会に解決のあつ、旋を依頼する。

2 前項の規定により解決のために要する費用は、甲乙平等に負担する。

(契約外の事項)

第三十八条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。

(別記様式第一号)

入札 (見積) 書

一金 円也

これは何路線(何川筋)何都市町村大字何、何工事請負見積高

右鳥取県建設工事執行規則(昭和二十年一月鳥取県規則第三号)その他工事設計書、仕様書、図面、実地等を承

知し入札いたします。

昭和 年 月 日  
住所

入札者 氏 名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿

(注意)

- 1 入札(見積)書は封筒に入れ表面に「工事名、入札書」裏面に住所氏名を記載し封印すること
- 2 金額を訂正してはいけない
- 3 金額は壱、式、参、拾の字体にて記載すること
- 4 再入札のときは「入札書」の上に「再」の字をつけること
- 5 郵便入札の場合は封筒に「入札書在中」と表記し書留郵便をもつて送付しなければならない

(別記様式第二号)

○第 号

建設工事請負契約書

一 工事 名

二 工事場所

三 工 期 着工 昭和 年 月 日  
完成 昭和 年 月 日

四 請負代金額

五 その他

右の工事について注文者鳥取県知事何某を甲とし、請負者何某を乙とし鳥取県建設工事執行規則(昭和二十八年一月鳥取県規則第三号)及び別記建設工事請負契約約款(但し第 条を除く)に定める諸條項を遵守し請負契約を締結する。

右の契約の証として本書二通(保証人のある場合は三通)を作り当事者記名なつ、印の上各自一通を保有する。

昭和 年 月 日

注文者 鳥取県知事 氏名 ㊟

請負者 住 所 氏名 ㊟

保証人 住 所 氏名 ㊟

(備考)

○第号は各公所で記入するものとする(以下同じ)

(別記様式第三号)

入札保証金納付書

一金

但し

右納付しました

昭和 年 月 日

納人住所

氏 名 印

入札主任職氏名殿

割印

受領証書

一金

但し

右受領しました

昭和 年 月 日

入札主任職氏 名 印

納入氏 名 殿

前書の金額領収しました

昭和 年 月 日

受取人氏 名 印

入札保証金代用有価証券納付書

一 何々証券(債券)額面(券面)金額何程

但 何々(代用)

額面(券面)金何円券記号番号何枚

昭和 年 月 日 渡以降利札附

右納付しました

昭和 年 月 日

納人住所

氏 名 印

入札主任官職 氏 名 殿

割印

受領証書

一 何々証券(債券)額面(券面)金額何程

但 何々(代用)

額面(券面)金何円記号番号何枚

昭和 年 月 日 渡以降利札附

右受領しました

昭和 年 月 日

入札主任官職 氏 名 印

納入氏 名 殿

右有価証券受領しました

昭和 年 月 日

受取人氏 名 印

納付書受領証書(面裏書領受)

收支命令者		主任	
第 号	何 年 度	有 価 証 券	
一 何々証券(債券)額面(券面)金額何程 但し何々(代用) 額面(券面)金何円券記号番号何枚 昭和年月日渡以降利札附 右 納 付 しまし た 昭和 年 月 日 納 人 住 所 氏 名 ㊦			
出納長印			
第 号	住 所 氏 名 納	有 価 証 券	
一 何々証券(債券)額面(券面)金額何程 但し何々(代用) 額面(券面)金何円券記号番号何枚 昭和年月日渡以降利札附 右 受 領 しまし た 昭和 年 月 日 出納長(県出納員)職氏名 ㊦			
領 收 証 書 表書の有価証券領收しました 昭和 年 月 日 住 所 氏 名 ㊦			

納付書・書受領証書受領証書(裏面)書領受

(別記様式第四号)

收支命令者			
何 年 度	第 号	歳入歳出外現金	
一金 但し 右 納 付 しまし た 昭和 年 月 日 納 人 住 所 氏 名 ㊦			
出納長印			
第 号	住 所 氏 名 納	歳入歳出外現金	
一金 但し 右 受 領 しまし た 昭和 年 月 日 出納長(県出納員)職氏名 ㊦			
領 收 証 書			
表書の金額領收しました 昭和 年 月 日 住 所 氏 名 ㊦			





通)を作り当事者記名なつ、印の上各自一通を保有する。

昭和 年 月 日

注文者 鳥取県知事 氏名 ㊦

請負者 住 所 氏名 ㊦

保証人 住 所 氏名 ㊦

(別記様式第十号)

○第 号

工事着手(完成)延期願

一 工事名

二 工事場所

三 工 期

着工 昭和 年 月 日  
完成 昭和 年 月 日

四 請負代金額

右工事何々により着工(完成)期日までに着手(完成)できないので来る何月何日まで何日間延期下さるよう承認願います

昭和 年 月 日

住 所

請負者 氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

右承認する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ㊦

(備考) 1 本文には延期の事由を詳細に記載すること

2 正副二通を提出し承認したときは副本を請負者に交付する

(別記様式第十一号)

○第 号

工事完成届

一 工事名

二 工事場所

三 請負代金額

四 工 期

着工 昭和 年 月 日  
完成 昭和 年 月 日

五 工事完成の日

昭和 年 月 日

右工事は完成しましたのでお届けします

昭和 年 月 日

住 所

請負者 氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年 月 日

職 氏 名 ㊦

検査完了

(備考) 正副二通提出し検査完了と認めるときは副本を請負者に交付する。

(別記様式第十二号)

○第 号

工事手直完了届

一 工事名

二 工事場所

三 請負代金額

四 完成月日

五 検査月日

請負者 氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

右承認する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 ㊦

(備考) 1 本文には延期の事由を詳細に記載すること

2 正副二通を提出し承認したときは副本を請負者に交付する

(別記様式第十一号)

○第 号

工事完成届

一 工事名

二 工事場所

三 請負代金額

四 工 期

着工 昭和 年 月 日  
完成 昭和 年 月 日

五 工事完成の日

昭和 年 月 日

六 手直事項

右工事について本日手直を完了しましたのでお届けします

昭和 年 月 日

住 所

請負者 氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

(別記様式第十三号)

○第 号

工事請負代金額請求書

一金 円也

× 但し左記工事何分通り出来形に対する(請負代金額 円)のところ次のように領収済につき今回)請求高

○ 但し左記工事何分通り出来形に対する建設工事請負契約約款第 條第 項による請求高

金 円也 昭和 年 月 日領収済  
金 円也 昭和 年 月 日領収済  
金 円也 昭和 年 月 日領収済

記

(イ) 工事名  
 (ロ) 工事場所  
 (ハ) 請負代金額 金 円也  
 (ニ) 工事完成年月日 昭和 年 月 日  
 右工事請負代金額(何分通り)請求いたします

昭和 年 月 日  
 請負者 住所  
 氏名 ㊦

鳥取県知事 氏名 殿  
 右領収しました

昭和 年 月 日  
 住所  
 氏名 ㊦

鳥取県出納長 氏名 殿

(備考)

×印は請負代金額を部分払した場合の例を示す

○印は前払金の支払を受けている場合の記載例であ

るが次の様式による前払金精算書を添付すること  
 (別記様式第十四号)

○第 号

工事請負代金額前払請求書

一金 円也

但し左記工事請負代金額何程の十分の三の前払金

記

(イ) 工事名

(ロ) 工事場所

(ハ) 工 期

(ニ) 請負代金額

右工事請負代金額の前払金を請求いたします

昭和 年 月 日  
 請負者 住所

氏名 ㊦

鳥取県知事 氏名 殿

右領収しました

昭和 年 月 日  
 住所

氏名 ㊦

鳥取県出納長 氏名 殿  
 (別記様式第十五号 (一))

○第 号

工事出来形検査請求書

一 工事名

二 工事場所

三 工 期

四 請負代金額

五 契約締結の日

六 その他

右について御検査せられたく請求します

昭和 年 月 日  
 請負者 住所

氏名 ㊦

鳥取県知事 氏名 殿  
 (別記様式第十五号 (二))

○第 号

工事出来形検査結果通知書

一 工事名

二 工事場所

三 工 期

四 請負代金額

右工事の出来高

(イ) 出来形請負代金額

(ロ) 出来形歩合

(ハ) 前記の十分の九の金額

(ニ) 前回まで仮渡を受けた金額

右検査の結果を通知する

昭和 年 月 日  
 請負者 殿

鳥取県知事 氏名 ㊦